

長泉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

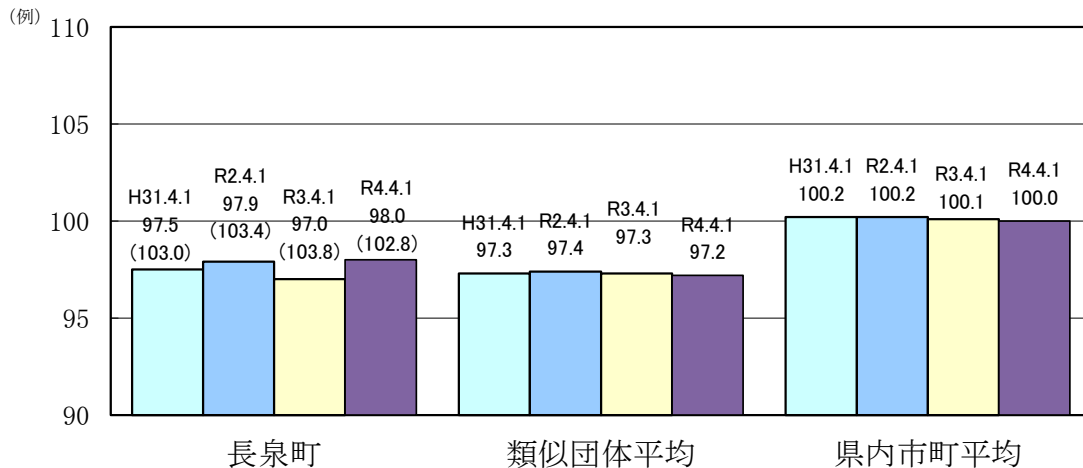
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R2年度の人件費率
R3年度	人 43,465	千円 17,337,515	千円 482,118	千円 2,323,638	% 13.4	% 10.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
R3年度	人 224	千円 788,366	千円 179,353	千円 329,764	千円 1,297,483	千円 5,792	千円 5,730

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。また、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】
 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.98%引下げ。1級(全号給)及び2級の初任給に係る号給は引下げなし。3級以上の高位号給は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当について

(支給割合) 国基準0%に対し、長泉町においては6%を支給。

	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
長泉町の支給割合	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長泉町	39.8 歳	304,625 円	372,379 円	352,083 円
静岡県	42.6 歳	331,181 円	432,250 円	368,926 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	41.3 歳	303,712 円	368,373 円	337,556 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長泉町	57.2 歳	2人	309,500円	358,646円	334,015円	—	—	—	—
うち自動車運転手	57.7 歳	1人	303,900円	378,092円	329,024円	自動車運転手	57.0歳	260,500円	1.45
うちその他技能労務職	56.6 歳	1人	315,100円	350,380円	339,006円	—	—	—	—
静岡県	54.4 歳	126人	298,396円	345,575円	318,129円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
類似団体	51.8 歳	7人	296,760円	327,900円	315,452円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長泉町	—	—	—
うち自動車運転手	5,397,466円	3,463,200円	1.56
うちその他技能労務職	5,504,396円	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31年度～令和3年度の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長泉町	38.0 歳	295,400 円	340,603 円
静岡県	42.1 歳	362,719 円	410,391 円
類似団体	39.9 歳	289,147 円	325,586 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		長泉町	静岡県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	192,266 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	157,827 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	155,586 円	- 円
	中 学 卒	139,900 円	142,544 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	246,753円	356,255円	380,775円	374,520円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

※ 該当者が3人以下のため、経験年数30年、20年、10年の区分については、前後1年の実績を加算、平均して算出している。
 ※ 該当者がいない場合または前後1年の実績を加算しても該当者が3人以下の場合は、「ハイフン(-)」としている。

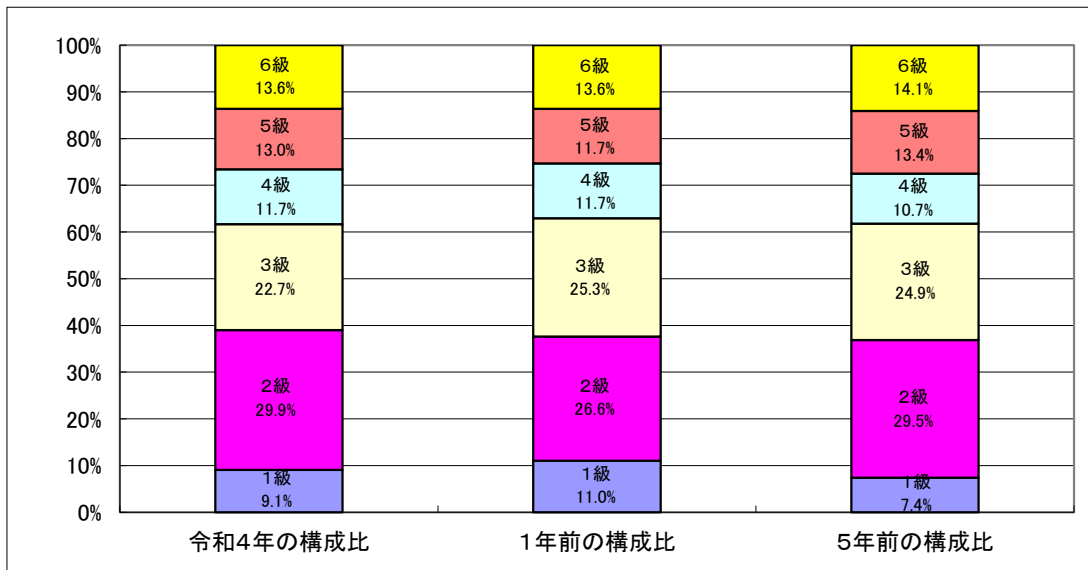
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

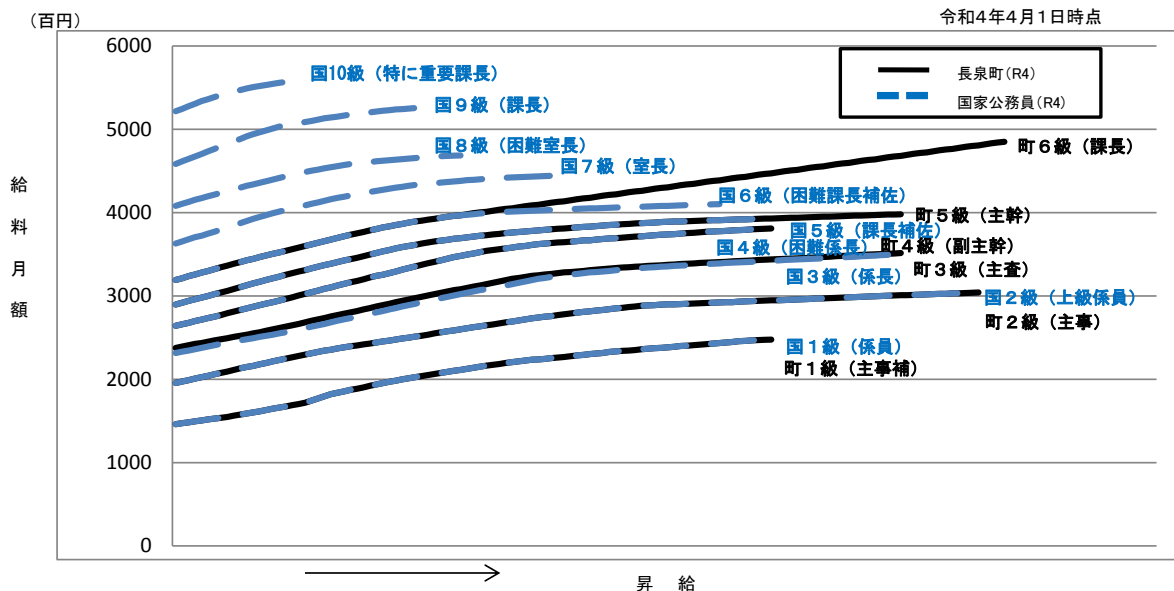
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	部長・局長・課長	21人	13.6%	319,200円	485,000円
5 級	室長・参事・主幹	20人	13.0%	290,700円	398,000円
4 級	副主幹	18人	11.7%	266,000円	381,000円
3 級	主査	35人	22.7%	240,300円	351,500円
2 級	主事	46人	29.9%	198,500円	304,200円
1 級	主事補	14人	9.1%	150,100円	247,600円

(注) 1 長泉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長泉町	静岡県		国	
1人当たり平均支給額(R3年度) 1,545 千円	1人当たり平均支給額(R3年度) 1,631 千円		— 千円	
(R3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(R3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分		(R3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算20~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%	

(注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 長泉町及び国においては、令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

長泉町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	無)		(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	8,077	千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(R3年度決算)			53,528 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R3年度決算)			218 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	6 %	245 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			102.8
(ラスパイレス指数)			(97.0)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出。)

(4) 特殊勤務手当

平成18年4月1日より手当を廃止している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(R3年度決算)	66,021 千円
職員1人当たり平均支給年額(R3年度決算)	301 千円
支給実績(R2年度決算)	36,137 千円
職員1人当たり平均支給年額(R2年度決算)	142 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 満16歳になる年度から満22歳になる年度の終わりまで 5,000円加算	同		20,137 千円	251,714 円
住居手当	[借家等に居住する場合] 支給限度額 30,000円 [持ち家に居住し世帯主である場合] 支給額 5,000円	異なる	[借家等に居住する場合] 支給限度額 28,000円 [持ち家に居住し世帯主である場合] 支給額 0円	19,770 千円	171,915 円
通勤手当	[交通機関等利用者] 支給額 6箇月定期代 [交通用具使用者](片道2km以上) 支給額 2,000円～24,500円	一部異なる	[交通用具使用者](片道2km以上) 支給額 2,000円～31,600円	8,634 千円	54,646 円
管理職手当	5級及び6級の管理職者に職に応じて支給 支給額 31,700円～77,400円	一部異なる	給料表、職務の級、級の区分に応じ定める額 支給額 46,300円～139,300円	20,893 千円	720,455 円

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	800,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 580,800 円
	副 町 長	640,000 円	760,000 円 / 522,000 円
	教 育 長	590,000 円	— 円 / — 円
報 酬	議 長	330,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 499,000 円 / 252,000 円
	副 議 長	280,000 円	430,000 円 / 202,000 円
	議 員	260,000 円	400,000 円 / 174,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副 町 長	(R3年度支給割合) 4.30 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(R3年度支給割合) 3.75 月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市区町村長	給料月額×在籍年数×500/100	16,000,000円 任期ごと
	副 町 長	給料月額×在籍年数×300/100	7,680,000円 任期ごと
	教 育 長	給料月額×在籍年数×220/100	5,192,000円 任期ごと
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

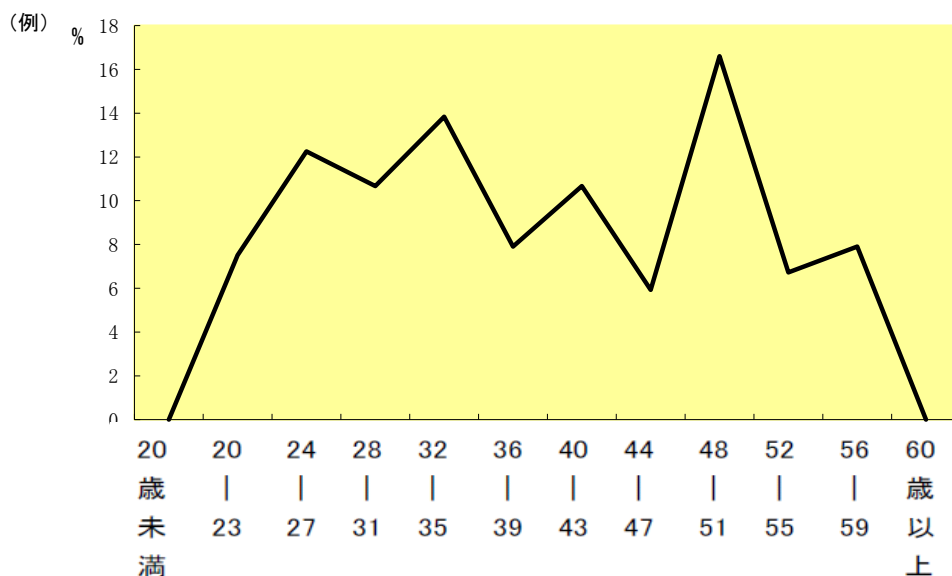
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	議会	3	3	0	育児休業者(人事担当課付け等)の退職及び異動 年度末の急な退職による欠員不補充等 保育ニーズの増大への対応のための体制強化等
	総務	52	50	△ 2	
	税務	18	18	0	
	農林水産	6	6	0	
	商工	4	5	1	
一般行政部門	土木	21	19	△ 2	
	民生衛生	68	70	2	
	計	188	187	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 52.42 人)
	教育部門	36	37	1	
	消防部門	0	0	0	
	小 計	224	224	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.54 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 66.17 人)
公営企業部門	水道	5	5	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	20	20	0	
	小 計	29	29	0	
合 計		253 [289]	253 [289]	0 [0]	(参考) 人口1万人当たり職員数 66.49 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	19	31	27	35	20	27	15	42	17	20	0	253

(3) 職員数の推移

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	年 度	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	過去5年間の増減数	
								人数	率
一般行政		173	170	179	181	188	187	14	8.1
教育		45	44	44	44	36	37	-8	▲ 17.8
消防		1	1	1	1	0	0	-1	▲ 100.0
普通会計		219	215	224	226	224	224	5	2.3
水道		4	5	5	6	5	5	1	25.0
下水道		6	5	5	5	4	4	-2	▲ 33.3
その他		16	17	18	18	20	20	4	25.0
公営企業会計		26	27	28	29	29	29	3	11.5
総合計		245	242	252	255	253	253	8	3.3

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R2年度の総費用に占める 職員給与費比率
R3年度	千円 400,222	千円 91,943	千円 25,028	% 6.25	% 6.85

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費12,758千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R3年度	人 6	千円 24,132	千円 7,500	千円 7,315	千円 38,947	千円 6,491	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。また、再任用職員(短時間勤務)を含む。
3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれている。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
長泉町	53.9 歳	368,121 円	585,327 円
団体平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長泉町(水道事業)				長泉町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(R3年度)				1人当たり平均支給額(R3年度)			
千円 1,635				千円 1,545			
(R3年度支給割合)				(R3年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%			

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
2 令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

長泉町(水道事業)			長泉町(公営企業会計以外)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給	定年前早期退職特例措置 無)	その他の加算措置 (退職時特別昇給	定年前早期退職特例措置 無)
1人当たり平均支給額	—	千円	1人当たり平均支給額	8,077	千円

(注) 水道事業の1人当たり平均支給額は、令和2年度及び令和3年度の支給者が3名以下のため記載なし。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(R3年度決算)		1,507 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R3年度決算)		251 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全域	6 %	6 人	6 %

エ 特殊勤務手当

平成18年4月1日より手当を廃止している。

オ 時間外勤務手当

支給実績(R3年度決算)	455 千円
職員1人当たり平均支給年額(R3年度決算)	91 千円
支給実績(R2年度決算)	273 千円
職員1人当たり平均支給年額(R2年度決算)	46 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	一般行政職の制度との異同	支給実績(R3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R3年度決算)
扶養手当	同	240 千円	240,000 円
住居手当	同	816 千円	204,000 円
通勤手当	同	78 千円	38,920 円
管理職手当	同	748 千円	747,600 円

※ 支給内容及び支給単価については、すべて一般行政職の制度と同一である。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) R2年度の総費用に占める職員給与費比率
R3年度	千円 771,714	千円 67,814	千円 4,770	% 0.62	% 1.19

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費18,414千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R3年度	人 4	千円 13,868	千円 3,346	千円 5,001	千円 22,215	千円 5,554	千円 5,920

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長泉町	40.6 歳	319,670 円	469,288 円
団体平均	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長泉町(下水道事業)		長泉町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(R3年度) 1,474 千円		1人当たり平均支給額(R3年度) 1,545 千円	
(R3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分		(R3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%	

(注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

長泉町(下水道事業)			長泉町(公営企業会計以外)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無)	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置 (退職時特別昇給 無)	定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	—	千円	1人当たり平均支給額	8,077	千円

(注)下水道事業の1人当たり平均支給額は、令和2年度及び令和3年度の支給者が3名以下のため記載なし。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(R3年度決算)		886 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R3年度決算)		222 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全域	6 %	4 人	6 %

エ 特殊勤務手当

平成18年4月1日より手当を廃止している。

オ 時間外勤務手当

支給実績(R3年度決算)	395 千円
職員1人当たり平均支給年額(R3年度決算)	132 千円
支給実績(R2年度決算)	249 千円
職員1人当たり平均支給年額(R2年度決算)	50 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	一般行政職の制度との異同	支給実績(R3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R3年度決算)
扶養手当	同	523 千円	174,167 円
住居手当	同	1,080 千円	360,000 円
通勤手当	同	155 千円	38,670 円
管理職手当	同	380 千円	380,400 円

※ 支給内容及び支給単価については、すべて一般行政職の制度と同一である。